

○臓器提供の意思等を表示した書面の運転免許証への はり付けについて

平成10年12月24日
免 発 第 5 7 0 号

1 趣旨

(1) 臓器提供の意思等を表示した書面の運転免許証へのはり付け

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器移植を行う上で、臓器提供の意思等を表示した書面が不可欠であることから、その普及に協力するため、運転免許（以下「免許」という。）を受けた者は運転免許証（以下「免許証」という。）に臓器提供の意思等を表示した書面（国家公安委員会の定める書面に限る。）をはり付けることができることとされた。

なお、国家公安委員会の定める書面は、次に掲げるとおりである。

- ア 免許を受けた者が臓器移植法第6条第1項に規定する意思及び同条第3項に規定する判定に従う意思（脳死判定に従う意思）を表示した書面
- イ 免許を受けた者が臓器移植法第6条第1項に規定する意思（臓器を移植手術に使用されるために提供する意思）を表示した書面
- ウ 免許を受けた者が臓器移植法第6条第1項に規定する意思がないことを表示した書面

(2) 運転免許証の様式の改正

前記(1)に掲げる書面をはり付けることができるように、免許証の裏面の様式が別記第1のとおり改正された。

(3) 経過措置等

免許証の様式については、当分の間、従前の例によることができることとされた。

(4) 施行年月日

前記(1)から(3)までの規定は、平成11年1月10日から施行することとされた。

2 留意事項等

(1) 免許証にはることができる書面の種類

免許証にはることができる書面の種類は、次に掲げるとおりである。

- ア 社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「移植ネットワーク」という。）が作成する免許証用のシール（別記第2。以下「臓器提供意思表示シール」という。）

イ 移植ネットワークが作成する医療保険の被保険者証用のシール（別記第3）

ウ 1・(1)・アからウに掲げる書面であって、その大きさが免許証裏面の備考欄以外の欄内に納まるもの

(2) 臓器提供意思表示シールの配置

臓器提供意思表示シール及びこれに関するリーフレットは、山梨県福祉保健部長の責任において配付、管理されるが、運転免許課長及び各警察署長は、業務に支障のない範囲で、免許関係窓口の適切な場所にこれらを配置すること。

(3) 臓器提供意思表示シールのはり付け等に係る指導

臓器提供意思表示シールの免許証へのはり付けは、免許を受けた者の意思により行われるものであることから、免許を受けた者に対しては、当該書面を免許証にはり付ける位置について指導する場合を除き、特別な指導をおこなわないこと。ただし、当該書面に関する質疑があった場合は、臓器提供意思表示シールに関するリーフレット（別記第4）に記載されている移植ネットワークの連絡先を教示する等適切に対応すること。

なお、臓器提供の意思表示は、免許を受けた者のプライバシーに係るものであることから、臓器提供意思表示シールをはり付けた免許証を窓口において取扱う場合は、意思表示の内容等に関し不必要な言動をとることのないように留意すること。

(4) 免許証の更新等に伴う措置

免許証の更新及び保管、免許の取消し、停止等に伴い、臓器提供の意思表示等を表示した書面をはり付けた免許証の提出を受ける場合は、当該免許証に係る免許を受けた者に対して、次のとおり教示すること。

ア 当該書面を剥がして持ち帰ること

イ 新たに交付された免許証がある場合は、当該書面をはり直すこと

ウ ア及びイに応じない場合は、当該書面を臓器提供の意思等を表示する方法として活用することができなくなること

別記第 2

臓器提供意思表示シール

- 1 臓器移植法第 6 条第 1 項に規定する意思及び第 6 条第 3 項に規定する判定に従う意思（脳死判定に従う意思）を表示した書面

11.5mm

私は、脳死判定に従い脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球
・その他()

(署名) (署名年月日) / /

37.5mm

- 2 臓器移植法第 6 条第 1 項に規定する意思（臓器を移植手術に使用されるために提供する意思）を表示した書面

11.5mm

私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
腎臓・膵臓・眼球
・その他()

(署名) (署名年月日) / /

37.5mm

- 3 臓器移植法第 6 条第 1 項に規定する意思がないことを表示した書面

11.5mm

私は、臓器を提供しません。

(署名) (署名年月日) / /

37.5mm

別記第3

医療保険の被保険者証用のシール

- 1 臓器移植法第6条第1項に規定する意思及び第6条第3項に規定する判定に従う意思（脳死判定に従う意思）を表示した書面

7.5mm

私は、 <u>脳死判定に従い脳死後</u> 、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・その他()
(署名) (署名年月日) / /

40.0mm

- 2 臓器移植法第6条第1項に規定する意思（臓器を移植手術に使用されるために提供する意思）を表示した書面

7.5mm

私は、 <u>心臓が停止した死後</u> 、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 腎臓・眼球(角膜)・膵臓・その他()
(署名) (署名年月日) / /

40.0mm

- 3 臓器移植法第6条第1項に規定する意思がないことを表示した書面

7.5mm

私は、臓器を提供しません。
(署名) (署名年月日) / /

40.0mm

別記第1

運転免許証の様式の改正

改正後の様式

備考	
この欄には、国家公安委員会が定める書面を貼り付けることができます。	

現行の様式

備考	
免許証の更新は、有効期間の満了する誕生日の1箇月前から受けることができます。手続に必要なものは、免許証、写真1枚（縦3.0cm、横2.4cm）及び手数料です。	

臓器提供意思表示シールに関するリーフレット

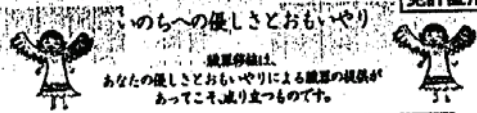
記入例1 (脳死と判定された死後、あるいは心臓が停止した死後に臓器を提供する場合)

記入例2 (脳死と判定された死後のみ臓器を提供する場合)

記入例3 (心臓が停止した死後のみ臓器を提供する場合)

記入例4 (臓器を提供したくない場合)

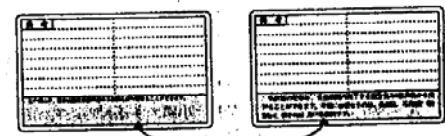
免許証用



臓器移植は、あなたの優しさとおもひやりによる臓器の提供があってこそ成り立つものです。

平成9年10月16日より、脳死下での臓器提供に道をひらく臓器移植法がスタートしました。

この法律では、脳死判定と臓器提供を行うには、本人が生前に臓器による意思表示をされていることが重要な条件とされています。このため、1人でも多くの方に臓器移植に関心を持っていただき、御自身の意思を表示していただくことが大切です。



(注) シールをはる場所は、運転免許証の裏面の余白部分又は「免許証の更新は、有効期間の満了する誕生日の1箇月前から受けることができます。手続に必要なものは、免許証、写真1枚(縦3.0cm、横2.4cm)及び手数料です。」と記載されている欄です。

この「臓器提供意思表示シール」は、それ自体で、これまで頒布されてきた「臓器提供意思表示カード」と同じ法的効力を持ちます。このシールは、運転免許証にはることによって臓器提供に関する意思を表示できるようにしたものです。皆様方の御理解と臓器提供に関する意思表示をよろしくお願いいたします。

厚生省
お問い合わせ先：(社)日本臓器移植ネットワーク
☎0120-78-1069

A まず、記入例を参考に、ご自身の意思をシールに記入してください。次に、図のように、運転免許証の裏面の余白部分又は「免許証の更新は、有効期間の満了する誕生日の1箇月前から受けることができます。手続に必要なものは、免許証、写真1枚(縦3.0cm、横2.4cm)及び手数料です。」と記載されている欄にシールをはってください。
*運転免許証の他の欄にはシールをはることのないようにご注意ください。

A 「脳死」とは、呼吸などを調整している脳幹という部分を含めて脳全体の機能が停止して元には戻らない状態をいいます。

A 臓器提供はあくまでも無償に基づくもので、無償の提供となり、葬儀の費用や謝礼は出ません。

A 心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球を提供いただけます。このうち腎臓、脾臓、眼球については、心臓停止後にも提供いただけます。また、皮膚、骨などの組織も提供いただけますので、その場合、その他の欄に提供するものを記入してください。すべて提供したいということであれば「すべて」と記入してください。

A 普通にお使いください。登録などの手続は不要です。なお、ご家族の反対があった場合臓器の提供はできませんので、シールに記入する際に、よくご家族と話合せてあなたのお気持ちを伝えておくことが大切です。

A 提供したくない意思の表示もできます。

A 未成年の方でも15歳以上であればできます。

A 更新の場合、更新前の運転免許証から取り外したシールか、新たに作成したシールを更新後の運転免許証にはりつけることができます。また、運転免許証を公安委員会に提出する場合は、運転免許証からシールを取り外して持ち帰ることができます。なお、シールをはった状態で運転免許証を公安委員会に提出した場合は、臓器を提供する意思等を表示する手段として運転免許証を使用することはできません。

A シールをはがして破り捨ててください。

A カードと同じ内容をシールにも記入してください。両方に記入した内容が違う場合には、日付の新しいものが最新の意思表示とみなされます。

A カードと同じ内容をシールにも記入してください。両方に記入した内容が違う場合には、日付の新しいものが最新の意思表示とみなされます。